

平成30年7月18日

法務省民事局総務課 御中

日本司法書士会連合会
会長 今川嘉典

「公証人法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見書

標記省令案について、当連合会は、次のとおり意見を申し述べる。

【意見】

暴力団による事件や資金源の根絶を図るため、株式会社を設立する際、その実質的支配者が反社会的勢力に所属していないこと等を公証人に対して申告させるように義務付け、公証人が確認する仕組みを設けることとする公証人法施行規則（昭和24年法務府令第9号）の一部を改正する省令案に賛成する。

【理由等】

1. 改正の概要①について

- (1) 「株式会社の不正使用防止のための公証人の活用に関する研究会～有識者による議論のとりまとめ～」(以下「研究会とりまとめ」という。)によれば、「申告された実質的支配者が反社会的勢力に該当しないことの申告に関して、その申告内容の信頼性を高めるという観点から、第一次的に、公証人が集めた情報に基づき反社会的勢力に該当するか否かの判断を行った上で、該当するとの判断がされた場合に、連携が可能であれば、第二次的に警察庁又は都道府県警察に照会する仕組みを構築することとすべきである。」とされているが、全国各地に存在する「暴力追放運動推進センター」と連携することにより、申告された実質的支配者が反社会的勢力に該当するか否かを機動的に確認することができるものと考えられることから、第一次的に公証人が集めるべき情報の一つとして活用すべきである。
- (2) 公証人が囑託人に会社の実質的支配者等について申告を求めるに際しては、囑託人の約80%が発起人から委任を受けた司法書士等の代理人であることから、口頭ではなく、書面の提出を求めることとすべきである。そして、「研究会とりまとめ」に更なる方策として掲げられている「立法論として、実質的支配者等の申告の信頼性を一層高めるという観点から、同申告を記載した文書について、定款認証手続において、虚偽の宣誓について過料の制裁のある宣誓認証（公証人法第58条の2）を、追加的な手数料なしに行うこととすることも、有効な方策であると考えられる。」(上掲「研究会とりまとめ」)という方向性をとるべきである。

なお、電子定款の認証の手続においては、申告内容の提供については、登記・供託オンライン申請システムを利用してすることができるようにすべきである。

2. 改正の概要②について

囑託人又は当該実質的支配者となるべき者に必要な説明をさせなければならぬ場合として、「申告された実質的支配者の真実性に疑念があると認める場合等、公証人が必要と認めるとき」を加えるべきである。「研究会とりまとめ」には、「定款認証手続において実質的支配者等が申告され、その情報が原始定款の認証文に記載されることは、当該情報が株式会社設立後の各種手続で信頼に足る証跡として利用される」とあるところであるが、実質的支配者の氏名が認証文に記載されるのを逆に利用し、設立する会社の信用度を増すために、有名人等を実質的支配者として申告するようなケースが想定され得るからである。

【その他】

1. 更なる方策等について

- (1) 株式会社の不正使用の例として、最近では、外国人がビザを不正に取得する目的で株式会社を設立して役員となったり、また外国人が日本で高額医療を受ける目的で株式会社を設立して役員となり、国民健康保険に加入して3割負担の恩恵を不正に享受したりするケースが相当数存在するようである。背後に反社会的勢力が存在し、その資金源となっていることも推認されるところである。定款認証に際しては、このような事例にも十分留意されたい。
- (2) 「研究会とりまとめ」において更なる方策として掲げられている「設立後の会社の実質的支配者情報の把握」の観点からは、諸外国においては、株式の譲渡について公証人の認証を効力要件としている例もあり、また、例えばドイツやフランスのように、実質的支配者を登記することが新たに義務付けられた国もあるところである。日本においては、いずれも会社法の改正が必要となるが、国際的潮流を踏まえて、不断に見直しを行い、このような方向性も検討すべきであろう。

2. まとめ

昨今、商業登記事務の迅速化や手続の簡素化等の議論があるところであるが、商業登記は、公示の制度であり、会社等の信用の重要なインフラである。単に、申請されたものを登録するだけの制度ではなく、会社法に規律された手続が適法に履行されているかについて、議事録等の添付書面による審査が登記所において行われていることによって真正が担保されているからである。株式会社の設立手続のポータルである公証人による定款認証の場面で、定款作成の真正及び内容の適法性審査が必要な手続として行われるとともに、実質的支配者が反社会的勢力ではないこと等の申告が公証人に対してされることにより、消費者詐欺犯罪やマネーロンダリング等の株式会社の不正使用が予防され、株式会社制度が健全に利用される社会が構築されて、商業登記制度が信頼すべきインフラとして益々その機能を高めて行くことを期待して止まない。

以上